

追加割り振り申請時における 歴史的PIアドレスの利用確認について

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
IP事業部 奥谷泉

本日お集まりいただいた理由

- APNICでのポリシー施行に伴い、指定事業者が割り当てを受けている歴史的PIアドレスも追加割り振り申請時に利用確認の対象になります
- 上記ポリシー変更に関するJPNICの実装案をご紹介します
- JPNICで検討中の実装案に対して懸念事項、質問がありましたら是非おきかせください

背景

- APNIC26(2008年8月)にて以下の提案が行われ、コンセンサスが得られた
 - APNIC在庫の効率利用のため、追加割り振り申請時に、歴史的PIアドレスも利用率確認の対象とする
 - 追加でアドレスを必要とする場合、他に利用できるアドレス(歴史的PI)があればそれを利用してもらうことが目的

- APNICでは2009年2月より上記ポリシーを施行

JPNICでの施行における基本方針

- 「現在の状態のまま」で利用できるアドレスがあった場合において、当該空間からの利用を求める
 - リナンバ、広告している経路の分割を伴ってまで対応は求めない
- 連続した最小割り振りサイズ(現在は/22)以上の未利用空間がある場合を対象とする
- 該当する歴史的PIアドレスは割り振りアドレスと同じ条件を適用する
- プライベートアドレスと同等の用途は利用されていると見なす

APNICも同じ基本方針

JPNICにおける実装案

□ 1回目の追加割り振り申請

- 指定事業者が歴史的PIの割り当てを受けている場合、追加申請時に/24単位で用途を教えてくださいようお願いします
- 連続して/22以上の未利用空間がある場合、次回の申請時から割り振りアドレスと同等に扱う旨をJPNICからお伝えする
 - 上記に該当する未利用空間がありながらも割り振りアドレスとして利用できない場合は技術的な理由をお伺いする

□ 2回目以降の追加割り振り申請

- 1回目の申請にて教えていただいた用途から変更がないか確認。変更がある場合には再度用途を教えてください
- 連続して/22以上の未利用空間がある場合には割り振りアドレスと同等に扱い、以下の処理を行う
 - 当該アドレスも割り振りアドレスの対象に含めたうえで割り振りサイズの判断を行う
 - 他の組織への割り当てを行うことを可能とする
 - 割り振り手数料は発生しないが維持料の課金対象に含まれる

今後のスケジュール案

□ ~2009年10月

- JPNICでの実装案についていただいたコメントの検討

□ 2009年12月頃

- 本ポリシーを反映したJPNIC文書の公示
- 指定事業者へのアナウンス

□ 2010年1月頃

- 本ポリシーの施行開始

FAQ



社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

Copyright © 2009 Japan Network Information Center

Q1

□ 歴史的PIを、サービス提供用とは別のネットワークで利用している場合は本ポリシーの適用から免除されますか

- 別ネットワークであるだけでなく、利用すると問題が発生する技術的な理由をお伺いします。社内調整は技術的理由とは見なされないことをご理解ください。

Q2

□ 歴史的PIアドレスからの他の組織への割り当ては可能ですか

- はい。通常の割り振りアドレスと変わらず、他の組織への割り当てを可能とする予定です。

Q3

□ 本ポリシーにより、PAアドレスとして組み込まれた歴史的PIアドレスの費用はどのような扱いになるのですか

- 割り振り手数料は発生しませんが、他の割り振りアドレスと同じく維持料の課金対象になります。



JPNICの実装案に対するご意見を
是非お聞かせください